

# 規制改革実施計画

〔平成 25 年 6 月 14 日〕  
閣 議 決 定

規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であり、内閣の最重要課題の一つである。

この課題に強力かつ着実に取り組むべく、規制改革を総合的に調査審議するため、内閣総理大臣の諮問機関として「規制改革会議」を平成 25 年 1 月に設置した。

規制改革会議においては、我が国の成長戦略を構成する重要な基盤として、経済再生に即効性をもつ規制改革、緊急度の高い規制改革から優先的に検討が行われ、平成 25 年 6 月 5 日に「規制改革に関する答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

## 記

### I 共通的事項

#### 1 本計画の目的

本計画は、潜在需要を顕在化させることによる経済活動の支援、日本経済の再生に資する各種規制の見直しを行い、経済社会の構造改革を進めることを目的とする。

#### 2 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革に関する答申」（平成 25 年 6 月 5 日規制改革会議）により示された規制改革事項等について、それぞれ期限を切って取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

#### 3 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

規制改革の目的は、国の成長・発展、国民生活の安定・向上及び経済活動活性化への貢献にある。今回、規制改革を進めるに当たっては、このような観点

から、以下の諸点を念頭に進める。

① 経済環境の変化に適合して、経済成長を実現する

経済環境や新技術の開発等に応じた規制の見直しが行われなければ、イノベーションや生産性向上の機会が縮小する。また、成熟産業から成長産業に「人が動く」ことができなければ、産業の新陳代謝が進まず、経済も成長しない。

特に我が国が直面する少子高齢化や低自給率で不安定なエネルギー供給、未曾有の厳しい財政事情等を踏まえれば、規制改革によって、企業、NPOなど事業者の創意工夫を拒む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、消費者の潜在的需要を開花させることは、喫緊の課題である。

さらに、世界から我が国へ投資を呼び込み、成長分野を国内に育てるためには、規制が国際的にみて標準レベルにあることで満足してはならず、世界に範を示す「世界最先端」の経済環境を目指していく必要がある。こうした取組が、我が国に対する世界からの評価を高めることにつながる。

② 国民に多様な選択肢を提供する

過剰な参入規制は、新しい技術やノウハウを持った事業者の参入を阻害し、消費者が新しい製品やサービスをより安価に享受する機会を奪う。また、ITや新エネルギーなどの普及により社会経済が変化していくが、こうした変化に適応できない規制の存続は、新サービスの成長を阻む。

近年、IT等の技術革新によって、広い範囲で業種間の融合が起こっている。したがって、相互に代替可能な生産・サービスの提供において競争条件が異なることにならないよう、絶えず規制を見直していくことは、消費者の選択肢を広げるために、一段と重要性を増している。

また、働く人が、本人の希望で多様な雇用形態を選択でき、何歳になっても個人の能力・資質を高める機会を得られることは、生活の安定にとどまらず経済社会全体の豊かさにもつながっていく。

③ 意欲と創意に満ちた事業者に活躍の機会を提供する

意欲と創意工夫に満ちた新規参入者が広く知恵と資金を集めることで、産業の発展可能性が広がる。

規制は、外からの新規参入者のみならず、産業内の意欲と創意に満ちた事業者の活躍の場を狭めることになってはならない。規制によって競争が制限され、イノベーションが生まれる可能性が減殺されれば、その産業の衰退を

招く。

#### ④ 安全性をより効率的な手法で確保する

規制の主な目的の一つは、自立・自助を基本とする社会において、自己責任を超えた部分での安全性を確保することだが、同じ目的をより効率的な手法で達成するためにも、規制の絶えざる見直しが必要である。

### 4 改革の重点分野

本計画においては、内閣総理大臣から内閣府特命担当大臣（規制改革）への指示（平成 25 年 1 月 25 日日本経済再生本部）及び「規制改革に関する答申」を踏まえ、また、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）の推進に当たり阻害要因を除去するため、「エネルギー・環境」、「保育」、「健康・医療」、「雇用」、「創業等」を改革の重点分野とする。

### 5 規制改革ホットラインの設置

広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望（各種手続の簡素化等を含む。）については、常時受け付け、迅速に対応することとし、内閣府に「規制改革ホットライン」を平成 25 年 3 月 22 日に設置した。

内閣府は、寄せられた要望について、関係府省に随時検討要請し、その回答を取りまとめ、公表するとともに、規制改革会議に報告する。

### 6 国際先端テストの実施

国際先端テストは、「世界で一番企業が活動しやすい国」、「世界で一番国民が暮らしやすい国」を作るために、個別の規制の必要性・合理性について、国際比較に基づき、我が国の規制が世界最先端のものになっているかを検証するものである。

今後、規制改革を進めるに当たり、この手法を活用することとし、その定着に努める。

### 7 計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改革会議に報告するとともに、公表する。

また、内閣府は、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、上記フォローアップ時に合わせてフォローアップを行い、公表す

る。

## 8 PDCA サイクルの構築

規制改革は、時代の変化に合わせて、まずその所管府省自らが主体的に見直すことが本来の在り方である。今後の規制改革会議における議論も踏まえ、所管府省自身が主体的・積極的に規制改革に取り組むPDCAサイクルが機能するための仕組みの構築を進める。

## II 分野別措置事項

「規制改革に関する答申」等を踏まえ、以下に定める分野別措置事項を着実に推進する。

### 1 エネルギー・環境分野

#### (1) 規制改革の観点と重点事項

クリーンかつ経済的なエネルギーの供給と利用を促進するため、①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消、②次世代自動車の世界最速普及、③低炭素社会・循環型社会の推進の観点から、以下に重点的に取り組む。

##### ① エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消

発電コスト引き下げによる再生可能エネルギーの普及促進を進めるとともに、地域発の再生可能エネルギー発電事業による地域活性化、ユーザーの主体的な省エネ、創エネを可能にする環境整備を進める。

##### ② 次世代自動車の世界最速普及

限りある化石燃料を有効に使う省エネルギーと CO2 排出量の大幅削減を実施する観点から、次世代自動車の世界最速普及が求められており、安全・便利で経済的な国内インフラの整備、我が国の優れた技術力をいかした車両開発を推進し、燃料電池自動車の世界統一技術基準の確立におけるリーダーシップを発揮する。

##### ③ 低炭素社会・循環型社会の推進

低炭素社会・循環型社会の推進を新たな経済成長の機会と捉え、産学官連携による低炭素社会・循環型社会の推進と経済成長の両立を進めるとともに、再生可能エネルギーや省エネルギーについて、最大限の推進を図ることを始め、産業部門、民生部門、運輸部門等のあらゆる部門における多面的な取組を進める。

## (2) 個別措置事項

### ① エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消

#### ・石炭火力発電に対する環境アセスメントの明確化・迅速化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	石炭火力発電に対する環境アセスメントの明確化・迅速化	電力の安定供給の確保、燃料コストの削減、環境保全に取り組むため、今後、石炭火力については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(4月25日経済産業省・環境省)において明確化されたCO2の取扱い等に基づき対応するとともに、環境アセスメントの手續期間短縮(従来3年程度かかる火力のリプレースを1年強程度に短縮等)を着実に進める。	—	経済産業省 環境省

#### ・電力システム改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
2	電力システム改革	電力システム改革については、平成25年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」の内容に従い、(1)広域系統運用機関(仮称)の設立、(2)電気の小売業への参入の全面自由化、(3)法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保・電気の小売料金の全面自由化の3本の柱を中心とした改革を進める。	(1)平成27年を目途に設立 (2)平成28年を目途に実施 (3)平成30～32年までを目途に実施	経済産業省

#### ・風力発電

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
3	風力発電の電気主任技術者選任における統括事業場の設置	電気事業法第52条第1項の「直接統括する事業場」に関して、どのような場合に複数の風力発電所・変電所を統括する事業場と認め得るかの基準を明確化し、その認定を容易とすることについて検討し、結論を得る。 基準の明確化に当たっては、設備規模や運用箇所数、距離、技術員の配置状況、遠隔監視機能、点検及び事故時の対応などの実態に基づき、具体的な基準となるように検討する。	平成25年度上期 目途で検討・結論・措置	経済産業省
4	風力発電設備の設置に関する農地制度上の取扱いの検討	優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、地域の農業振興に資する場合における風力発電設備の設置に関し、農地転用制度上の取扱いを検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	農林水産省

・太陽光発電

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
5	電気主任技術者による太陽光発電設備の定期点検の在り方に関する柔軟な検討	<p>①パネルとパワーコンディショナーの点検頻度については現状(2回以上/年)のままとする。</p> <p>②全量買取制度での設備形態において新たに点検頻度を設定する必要のある太陽電池発電所用の変電設備については、他の変電設備と同様の点検頻度(1回以上/1~3か月)の適用を平成26年3月末まで猶予する。</p> <p>③太陽電池発電所における変電設備と相当規模の変電設備の調査から、太陽電池発電所の変電設備について、適切な点検頻度の在り方を検討し、結論を得る。検討に際しては、他の変電設備との差異の有無、経年劣化による故障率、遠隔監視技術等による保守点検の可能性、事業者の負担などを考慮し、必要な保安水準を確保する最小限の点検頻度となるよう配慮する。</p>	<p>①平成25年度措置</p> <p>②平成25年度措置</p> <p>③平成25年検討・結論、結論を得次第措置</p>	経済産業省

・地熱発電

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
6	バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直し	<p>出力が300kW未満等のバイナリー発電設備であり、媒体が炭化水素ガス又はアンモニア水であり、輻射熱又は大気圧相当の熱水・蒸気を利用するものについて、または、媒体が不活性ガス、炭酸化水素ガス又はアンモニア水であり、大気圧以上、100℃以上の熱水・蒸気を使用するものについて、既存の該当事例(例えば、九州における小型蒸気発電や類似の機械である吸収式冷凍機等)における実績等、今後、事業者等が保有するデータなど必要なデータ等を収集し、安全性に関する技術的検証を踏まえ、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画届出、溶接事業者検査及び定期事業者検査の不要化につき検討する。</p> <p>また、小型のフラッシュタイプ等の発電設備についても、今後、必要なデータ等が得られれば規制の見直しを検討する。</p>	<p>バイナリー発電設備については平成25年度検討・結論、結論を得次第措置。小型のフラッシュタイプ等の発電設備については、必要なデータ等が得られ次第検討開始</p>	経済産業省
7	「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」の適用範囲の明確化	<p>温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ、許可が不要な掘削について類型化する。</p>	<p>平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置</p>	環境省

・小水力発電

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
8	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理① (短期間での水利使用)	慣行水利権が明確化されるまでの措置として行われる短期間の小水力発電の水利使用の許可について、許可を行う場合の要件を明確化する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省
9	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理② (新規の発電水利取得)	①慣行水利権を利用した従属発電を法改正の登録制の対象とする場合に、取水量調査の期間を短縮化することや取水量調査の頻度などを少なくするなど地域の実情に応じて必要最小限の簡素なものとするよう農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ②慣行水利権の農業用水路を利用した新規の発電許可について、地域の実情に応じて河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの簡素化措置について農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ③地方整備局等において、上記簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省
10	豊水時における小水力発電施設の最大取水量の増量	設備容量に余裕のある水力発電所において、最大取水量を変更するための水利使用許可の申請にあたっては、個別に判断する必要はあるが、河川環境や河川使用者への影響に変更がない取水環境の場合、変更に関する事項を記載した図書を添付すれば足りることを周知徹底する。	平成25年度早期措置	国土交通省
11	山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化	取水量のきめ細かい管理が困難な山間部の小規模取水施設等について、ワーキンググループにて取水を再開できるとされた施設以外の取水施設に関して、再開を可能とする要件を整理し、検討結果を周知する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省
12	非かんがい期等における発電水利権の取得の簡素化について	①小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合について ・地域の実情に応じて、生態系や景観への影響調査を省略することができること ・地域の実情に応じて、取水施設等の構造図等を省略することができること ・地域の実情に応じて、河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できることなどの簡素化措置を講じる。 ②地方整備局等において、小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合の簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	①平成25年度早期検討・結論・措置 ②平成25年度措置	国土交通省



13	小規模ダム水路主任技術者選任の柔軟な検討	<p>①土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合には、出力や最大流量にかかわらず、ダム水路主任技術者の選任を不要とすべく検討し、結論を得る。</p> <p>②500kW未満の水力発電所については、大臣の許可を受けることにより、免状交付を受けていない者からダム水路主任技術者を選任できる。今後は、農業土木学の履修者を含め、土木に関する一定の学科を修めた者については許可を行うよう検討し、結論を得る。</p>	平成25年度検討・結論・措置	経済産業省
14	小水力発電を運営する組織が親会社・子会社の関係かの明確化	都道府県土地改良事業団体連合会が「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」に規定する「みなし設置者」となることにより、選任した主任技術者が近傍にある土地改良区の水力発電所を兼任できることを周知する。	平成25年度早期措置	経済産業省

・バイオマス発電

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
15	バイオマス発電燃料に係る廃棄物該当性の判断	<p>①バイオマス発電燃料に係る廃棄物該当性の判断方法について、一定の基準を通知する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設が求める品質を有すること</li> <li>・需要に沿って計画的に生産・出荷されること</li> <li>・適切な保管や品質管理がなされていること</li> </ul> <p>等を明示する。</p> <p>②平成25年3月に、各自治体の判断に当たっての参考材料となることを目的として、「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」を作成し、自治体に送付するとともに、環境省ホームページでも公表した。この判断事例集について、ア)自治体に周知徹底するとともに、イ)判断事例集をより充実した内容にすべく、今後とも継続的な見直しを行い、都度周知する。</p> <p>③各自治体において判断が大きく異なることのないように通知するとともに、事業者が相談できるよう、環境省に全国統一相談窓口を設置し、対応する。</p>	<p>①平成25年6月中に措置</p> <p>②ア)平成25年6月中に措置 イ)継続的に実施</p> <p>③平成25年6月中に措置</p>	環境省
16	バイオマス資源の焼却灰の有効活用	<p>専焼ボイラーの燃料として活用されている間伐材などを有効利用して製造された木質ペレットについては、それを燃焼した後の灰は、畑の融雪剤や土地改良材等として有効活用されているものもある。このように、有効活用が確実で、かつ不要物とは判断されない灰は、産業廃棄物とはならない旨各自治体に通知する。</p> <p>また、自治体間において判断が異なるような場合に事業者が相談できるよう、環境省に全国統一相談窓口を設置し、対応する。</p>	平成25年6月中に措置	環境省

・再生可能エネルギー共通

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
17	再生可能エネルギー発電設備における第二種電気主任技術者の確保の円滑化	再生可能エネルギー発電設備について、第二種電気主任技術者の確保が困難であるとの意見を踏まえ、第二種電気主任技術者の確保を容易とするべく検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省
18	変電所のバンク逆流制限の緩和措置	バンク逆流を可能にするための設備投資に要する費用負担について、合理的な在り方を整理する。	平成25年度早期措置	経済産業省
19	補助事業で取得した財産の太陽光発電等への活用	太陽光発電その他の再生可能エネルギーの普及促進を図るため、補助事業者が補助事業等により取得した施設について、補助事業者自ら再生可能エネルギーの発電施設を設置し、又は再生可能エネルギーの発電施設の設置のため第三者に有償で設備の貸付(屋根貸し等)を行うに当たり、当該財産処分が補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合を、各省のホームページ等を通じて明らかにし、広く周知徹底する。	平成25年度措置	総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省

・環境アセスメント

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
20	風力・地熱発電に係る環境影響評価の国による審査期間の短縮目標の設定	風力・地熱発電に係る環境影響評価における国の審査期間について、火力発電所リプレースと同様に、短縮目標(全体で45日程度に短縮)を明示した上で、実効的な審査短縮策を講じる。	平成25年度早期措置	経済産業省 環境省
21	風力発電に対する自治体による環境影響評価の審査期間短縮に係る取組の促進	①環境影響評価法対象事業に係る個別案件の都道府県による審査期間及び短縮化できている事例の調査を実施し公表するとともに、最も短縮化できている事例を目安として各都道府県が目標を設定して審査期間の短縮に努めるよう促すための技術的な助言(通知)を行う。 ②国におけるこれまでの審査状況(審査のポイントや環境大臣意見の内容など)の紹介や「風力発電施設の環境影響評価に関する参考事例集」の作成・配布等により、様々な機会を通じて自治体の審査期間短縮に係る取組を促す。	①平成25年6月中に措置 ②逐次実施	経済産業省 環境省
22	配慮書手続に先行する環境影響調査の実施による環境アセスメント期間の大幅な短縮の促進	環境アセスメント期間を大幅に短縮させるため、事業者による環境影響調査の前倒し・並行実施を促進するための方策を検討し、必要な措置を講じる。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省 環境省
23	風力発電事業における環境調査が省略可能となるモデル地区の拡充	風力発電事業を行う場合、少なくとも1年以上を要する環境調査が省略可能になる「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」により、事業者が環境アセスメントにおいて活用できる環境基礎情報の収集整備を引き続き行う。また、モデル地区の拡大、自治体からの公募等、事業の拡充を検討する。	平成24年度検討開始、結論を得次第措置	環境省

24	風力・地熱発電の環境アセスメントに係る情報の利活用のための環境整備	風力発電所及び地熱発電所の設置に係る環境影響調査をさらに簡素化・迅速化すべく、環境基礎情報や環境アセスメントに関する知見等について統合的に利用できる具体的方策について検討し、必要な措置を講じる。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省 環境省
25	風力・地熱発電の特性を踏まえた配慮書手続	「発電所に係る環境影響評価の手引き」等において、地元調整と並行的に事業計画が立案され、立地地点も制約されるなどの発電事業の事業特性を踏まえつつ、配慮書手続における複数案・単一案の考え方を明確化する。	平成25年度上期措置	経済産業省 環境省
26	地熱発電に係る数値シミュレーションによる風洞実験の省略	地熱発電所設置に係る硫化水素の環境影響評価の簡素化・迅速化のため、拡散予測評価に使用可能な数値シミュレーション技術の確立に向けた検討を開始する。	平成25年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省

・火力発電

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
27	溶接安全管理検査(火力設備)制度の縮小	火力発電設備におけるボイラー等の電気工作物の耐圧部分に係る溶接に関して、設置者に課せられている溶接事業者検査及び溶接安全管理審査の内容の見直しにつき、設置者及び製造者の負担軽減に資するよう、設置者、製造者、専門家等の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省

・マンション高圧一括受電

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
28	既築マンションにおける電力会社受変電設備の資産譲渡	マンション高圧一括受電サービスの導入促進の観点から、一般電気事業者が電力供給している既築マンションを高圧一括受電に切り替える場合について、一般電気事業者資産の受変電設備等をマンション管理組合または一括受電サービス事業者からの求めに応じて、設備品目や買取価格等を含め設備譲渡が公平に行われるよう一部の電力会社が事業者等と調整を行っており、他電力会社も同様の対応を行うこととなっているが、必要に応じてルール化を検討する。	平成25年度早期措置	経済産業省
29	高圧一括受電するマンションの高圧部分に関する点検	①需要家の利便性向上の観点から、高圧一括受電するマンションの停電を伴わない点検方法を認めるなど必要な措置について事業者や専門家の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。検討の結果、その実現が困難である場合には、要望者からの技術的アイデア等を踏まえ、点検間隔の延伸等の可能性について検討し、結論を得る。 ②高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の受変電設備に対する停電点検について、3年に1回とできる詳細要件を事業者や専門家の意見を踏まえて明確化する。	①平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 ②平成25年度上期措置	経済産業省

30	送配電工事ルールの見直し	受電盤(キュービクル)の設置位置の変更などに伴う電力会社側引込線等の工事における受発注契約・出納・工事実施について、一般電気事業者の営業部門と新電力との間でのイコールフットリングや需要家の負担に留意しつつ検討を行い、その結果を明確化する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省
----	--------------	---	----------------------	-------

・スマートコミュニティ

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
31	特定供給の許可基準における自己保有電源比率の撤廃	電力システム改革により小売全面自由化されるまでの間、電力自由化を見据えた様々な事業者の取組や分散型電源の更なる導入を後押しする観点から、現行制度の枠の中で、自己電源保有比率について事業者の軽減につながる方策を柔軟に講じる。 具体的には、特定供給を検討する事業者等との協議も踏まえ、例えば、「自ら電源を保有しなくとも、特定の電源との契約により、需要家への電力供給が確実であれば、自己電源とみなす」「太陽光など自己電源の出力が不安定でも、蓄電池や燃料電池と組み合わせることで一定量の自己電源とみなす」「燃料電池については自己電源とする」等、自己電源についての考え方を明確化したガイドラインを作成・公表する。また、これにとどまらず、今後も引き続き、特定供給を検討する事業者等との協議を行い、必要に応じて当該ガイドラインの見直しを行う。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省
32	高圧以上の需要家に適用されるスマートメーター仕様の見直し	需要家の選択肢拡大などスマートメーターの位置付けは今後ますます重要になることから、自由化対象となっている高圧以上の需要家のスマートメーターについて、需要家側のインターフェース標準化(Bルートのデジタルインターフェース化)の検討を行う。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省
33	スマートメータの導入整備に係る通信インフラの調達・構築	スマートメーターの調達に付随する通信インフラの調達に関しては、各社の送配電部門に対してオープンな調達手続を求める。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省

・ガスパイプライン

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
34	河川横断するガス導管敷設工事の濁水期(11~5月)以外の施工許可	河川横断するガス導管敷設工事について、地盤等の状況を確認し、河川保全上問題がない場合は、濁水期以外の期間に施工することが可能であることを河川管理者に周知徹底する。	平成25年度措置	国土交通省

・ 熱利用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
35	太陽熱利用給湯システム設置時の水道直結に係る規制の見直し	太陽熱給湯システムが給水装置として使用される場合に備えるべき逆流防止の性能について検討を行い、結論を得る。また、太陽熱の蓄熱ユニットから配管する温水と、水量の安定のための逆止弁(必要に応じ更に減圧弁)をつけて水道から並行配管する水を合流させてガス給湯器に接続する場合の安全性を検証するとともに、逆流防止装置の適切な配置やシステム全体として求められる装置の新たな基準の設定の必要性についても検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討開始、平成25年度結論、結論を得次第措置	厚生労働省

・ 省エネ

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
36	環境負荷低減設備における容積率制限緩和に関する包括同意基準整備の設定	ヒートポンプ等を設置する環境負荷低減設備における容積率制限緩和の許可基準について、許可手続の円滑化、迅速化を図るため、各特定行政庁に対し許可基準に関する要綱整備や包括的同意基準を設定することが望ましい旨、改めて周知徹底する。	平成25年度措置	国土交通省
37	特定電気事業等の用に供する施設の容積率制限の特例の制定	特定電気事業、特定規模電気事業および特定供給の用に供する開閉所及び変電所について、建築基準法第52条第14項第1号に基づく特定行政庁の許可による容積率の緩和対象であることについて技術的助言を発出し、周知徹底する。	平成25年度措置	国土交通省

・ エネルギー供給・流通構造のレジリエンス

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
38	非常災害時におけるカーフェリー等による危険物(タンクローリ)の輸送	非常災害時には、ガソリン・LPGの緊急海上輸送に対応するため、最低限の安全対策(①旅客定員の制限、②沿海区域を超えない、③必要な防火等の措置を講ずる)を確保していることが確認できれば、地方運輸局長の許可手続は省略し得ることを地方運輸局に通知するとともに、国土交通省ホームページを通じて広く周知徹底する。	平成25年度措置	国土交通省
39	非常災害時における危険物の貯蔵・運搬	災害により危険物施設が被災する等により、平時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるよう、地方公共団体に対してガイドラインを通知する。	平成25年度措置	総務省
40	常用ガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関発電機の停電・災害等非常時における窒素酸化物排出規制の緩和	常用・非常用を兼用する発電機を非常時に使用する場合に、排出基準等に係る規定の適用を免除するという運用を行った場合における大気環境に及ぼす影響等について評価・検討し、関係法令における規制等との関係も整理した上で、本措置の妥当性について検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	環境省
41	「工事計画届出書」の期間の短縮	コージェネレーションを設置する場合に必要な工事計画届について、電力需給逼迫時であって、過去において審査を通っている設備と同一仕様、同一材料の設備に取替える場合においては、審査期間の短縮が可能であることを明確化する。	平成25年度措置	経済産業省

42	熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和	天災その他の不可抗力により供給できない場合などにおいては、正当な理由に基づいて一部の需要家に対しては熱の供給を停止する一方、一部の需要家に対しては引き続き熱を供給することは可能であり、仮にこのような行為を行ったとしても熱供給事業法第14条2項4号の「不当な差別的取扱い」にはあたらないことを熱供給事業者に周知する。	平成25年度措置	経済産業省
----	-------------------------	---	----------	-------

## ②次世代自動車の世界最速普及

### ・水素スタンド

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
43	液化水素スタンド基準の整備①(高圧ガス保安法)	液化水素スタンドを市街地にも建設できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において検討し、一般高圧ガス保安規則に液化水素スタンドに係る技術上の基準を整備する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省
44	液化水素スタンド基準の整備②(消防法)	液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて液化水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法上の安全対策を検討し、結論を得る。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討・結論、結論を得次第措置	総務省
45	液化水素スタンド基準の整備③(建築基準法)	液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置	国土交通省
46	水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備	海外で使用実績のあるクロムモリブデン鋼等の鋼材を我が国の水素スタンドにおいても使用できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、使用可能鋼材の拡大につき検討し、その結果に基づき一般高圧ガス保安規則の例示基準を見直す。	平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	経済産業省
47	水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続の簡略化	水素スタンドに係る特定設備、配管等の設計係数について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において、大臣特別認可を受けなくても2.4倍で設計、製造できるよう検討し、結論を得次第、省令を改正する。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省
48	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(高圧ガス保安法)	公共機関等の防災拠点や燃料電池自動車の販売店等への小規模な圧縮水素スタンドの設置を促進すべく、高圧ガス保安法上の第二種製造者であって、製造に係る1日当たりの処理能力が30立方メートル未満の圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備を行う。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省
49	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(建築基準法)	小規模な圧縮水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置	国土交通省
50	高圧ガス保安法における水電解機能を有する昇圧装置の位置付けの明確化	小規模な圧縮水素スタンド等での利用が見込まれる水電解機能を有する昇圧装置について、電気化学反応の特性を踏まえ、高圧ガス保安法上の特定設備への該当性を検討し、結論を得る。	平成25年度検討結論、結論を得次第措置	経済産業省

51	市街化調整区域への水素スタンド設置許可基準の設定	高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則第7条の3に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであるなど安全性が確保されている圧縮水素スタンドについては、市街化調整区域にも建築できるよう、都市計画法施行令第29条の7に規定される「給油所等」には水素スタンドが含まれることを明確化する。	平成25年度措置	国土交通省
52	市街地に設置される水素スタンドにおける水素保有量の増加	市街地における圧縮水素スタンドの整備が促進されるよう、かかる水素スタンドにおける圧縮ガスの貯蔵量について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、上限の撤廃につき検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省
53	圧縮水素運送自動車用複合容器に係る水素充てん、保管、移動時の上限温度の緩和	圧縮水素運送自動車による水素スタンドへの効率的な水素供給を可能とすべく、圧縮水素運送自動車用複合容器について、充てん、保管、移動時の上限温度を燃料電池自動車の燃料装置用容器と同一の85℃に引き上げるよう検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省
54	70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備	①水素スタンドの市街地への建設を容易にすべく、プレクーラーに供する冷凍設備に係る保安距離の緩和につき検討し、結論を得る。 ②複合容器蓄圧器について、水素スタンドへの設置の技術上の基準策定につき検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省

・燃料電池自動車

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
55	圧縮水素自動車燃料装置用容器の充てん終了圧力の緩和	燃料電池自動車に係る圧縮水素自動車燃料装置用容器(最高充てん圧力70MPaの容器)の充てん終了圧力について、HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を踏まえ、85℃で87.5MPaを可能とすべく、速やかに必要な措置を講じる。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省
56	圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する熱作動式容器安全弁の許容	圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する容器安全弁について、例示基準においては、熱作動式容器安全弁のうち溶栓式に限定しているところ、HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を踏まえ、当該方式以外の熱作動式安全弁を、例示基準に取り入れるべく検討し、結論を得次第、例示基準を改正する。	(圧縮水素自動車燃料装置用容器) 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置 (圧縮水素運送自動車用複合容器) 平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省
57	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。	HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置	経済産業省

58	燃料電池自動車等の車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る法規制のパッケージ化	HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)の国内法規への受け入れや、認証の相互承認のための道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の保安基準の整理の方策については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び事業者による検討会を実施し、目指すべき選択肢として法規制のパッケージ化につき検討する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置。国連における世界統一技術基準の策定や認証の相互承認の議論を踏まえ、平成26年度以降継続的に検討、結論を得次第措置	経済産業省 国土交通省
59	圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る年号等の表示方法の統一化	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る「容器検査に合格した年月日」、「充てん可能期限年月日」、「附属品検査に合格した年月日」、「容器再検査の年月日」、「附属品再検査の年月日」の刻印)及び車載容器総括証票、容器再検査合格証票の年月日の記載について、年号の表示及び年月日の記載順の統一について検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省
60	燃料電池自動車に係る車両の継続検査と圧縮水素自動車燃料装置用容器の再検査の有効期限の整合	圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器再検査の有効期限について、自動車検査登録制度に基づく車両の継続検査のサイクルを勘案し、2年1月から2年2月に延長する。	平成25年度措置	経済産業省
61	車載容器総括証票に対するガスの種類の記載追加	①圧縮水素自動車燃料装置用容器にガス充てんする際に確認すべき事項につき、使用者が車載容器総括証票で全て確認できるよう、車載容器総括証票にガスの種類を記載する項目を新設すべく検討し、結論を得る。 ②車載容器総括証票の記載事項をより確実かつ簡便に確認できるよう、同票の一部にQRコード又はバーコード等の新たな表示方法を導入することを検討し、結論を得る。	①平成25年度措置 ②平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省
62	燃料電池自動車盗難時の届出手続の簡素化	警察へ燃料電池自動車の盗難被害届を提出する際、当該自動車が高圧ガスを充てんするための容器を登載していることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことになる旨を一般市民、関係団体及び警察官等へ周知を図るなど必要な措置を講ずる。	平成25年度措置	警察庁 経済産業省
63	燃料電池自動車からの一般住宅等への給電(V2H)の実施に向けた電気事業法の整備	燃料電池自動車を活用して一般住宅等への給電を行う場合において、安全性に関する技術的検証を踏まえ、一定の出力未満の場合は燃料電池自動車を小出力発電設備(一般用電気工作物)として位置付ける検討を行い、必要に応じ法的環境整備を行う。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省
64	電気自動車等からの自家用電気工作物(高圧需要場所等)への給電(V2H)の実施に向けた電気事業法の整備の検討	電気自動車等から自家用電気工作物(高圧需要場所等)へのV2H(自動車を電源として住宅等に給電すること)を行う場合について、検討を行う。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省



65	試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器の検査制度の見直し	燃料電池自動車の開発を促進する観点から、公道走行を行わない試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品については、容器保安規則に係る容器検査、附属品検査を不要化する、またはその手続を大幅に簡素化するなど容器検査、附属品検査制度を見直す。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省
66	燃料電池二輪車の車両及び圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る型式認定、認可制度の整備	燃料電池二輪車の市場投入を促進するため、経済産業省及び国土交通省は連携して、道路運送車両法及び高圧ガス保安法において、二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の基準の追加の方策について検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省 国土交通省
67	事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出に関する規定の整備	燃料電池自動車が事故に巻き込まれた場合など、圧縮水素自動車燃料装置用容器より水素を速やかに大気中に放出させる必要がある場合に、容器安全弁を作動させることを含めた安全の確保のための方策について検討の上、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省

・天然ガススタンド

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
68	天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化	消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	総務省 経済産業省
69	天然ガススタンド・水素スタンドに必要な保安監督者の資格取得機会の拡大	天然ガススタンド及び水素スタンドの整備を促進するため、高圧ガス保安法における丙種化学(特別試験科目)責任者免状に係る試験の実施方法を見直し、資格取得機会を拡大することが望ましい都道府県に対して、その旨周知徹底する。	平成25年度措置	経済産業省

③低炭素社会・循環型社会の実現

・排出係数

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
70	グリーン料金メニュー等への対応に係る地球温暖化対策推進法上のCO2排出係数の見直し	電気の使用を通じてCO2削減に貢献したいとの需要家ニーズに対応するため、電気事業者において検討される具体的な料金メニューの内容や固定価格買取制度における排出係数調整の考え方等も踏まえつつ、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度において、電気事業者が、全電源平均排出係数に加え、料金メニューに応じたCO2排出係数を算定・報告することや、需要家が料金メニューに応じたCO2排出係数を使用し自らの排出量を算定・報告することについて検討し、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論	経済産業省 環境省

・冷媒

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
71	冷凍空調機器への新冷媒の使用基準の整備	現在主に使われている冷媒に比べて、地球温暖化に対する影響が小さいHFC-32等のガスについて、冷凍空調機器の冷媒として円滑に使用できるよう、技術的事項について検討し、検討を踏まえ利用に伴う条件の緩和や適用除外の措置を講じることについて検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	経済産業省

・地中熱利用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
72	オープンループ方式による地中熱利用ヒートポンプの普及拡大	オープンループ方式を含む地中熱利用ヒートポンプの利用拡大に向けて、国内外の導入事例及びモニタリングデータの検証により地下水・地盤環境への影響のリスク評価を行う。これを踏まえ「地中熱利用にあたってのガイドライン」の更新・改訂について検討を行い、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、結論を得次第措置	環境省

・リサイクル

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
73	プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方	容器包装リサイクル法を所管する府省において、入札制度を含め、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方を根本から再検討する。その際、材料リサイクル手法とケミカルリサイクル手法における環境負荷低減の効果、競争促進による経済コストの低下、再商品化製品の価値評価といった観点での検討が重要である。	平成25年度検討開始、平成26年度結論を得次第措置	経済産業省 環境省
74	廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化	廃棄物の該当性判断については、現行の課長通知の定めにもかかわらず、「販売価格より運送費が上回ることのみにより、取引価値はなく廃棄物である」と解釈・判断する自治体があることから、そうしたことを防止し産業副産物の有効利用を促進するよう、「販売価格より運送費が上回ることのみにより、経済合理性がなく取引価値がないと判断するものではない」旨の文書を発出する。	平成25年度上期措置	環境省

## 2 保育分野

### (1) 規制改革の観点と重点事項

「待機児童解消加速化プラン」が4月に策定され、平成25、26年度の2年間に「緊急集中取組期間」として、約20万人分の保育の受け皿を集中的に整備し、あわせて、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保する方針が決定されている。子ども・子育て支援新制度の施行を待つことなく、加速化プランと共に本計画も実施し、保育の質を確保しつつ、待機児童の解消を目指す。また、保育の整備に当たり、その政策の実効性を高めるため、都道府県・市区町村と情報等を共有し、連携を進めるとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく透明な認可制度の運用により、保育ニーズの増大に機動的に対応する。

このため、①保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大、②利用者のニーズに応えた保育拡充、③保育の質の評価の拡充、④保育士数の増加、⑤社会福祉法人の経営情報の公表、⑥事業所内保育施設の助成要件及び認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置に係る見直しに重点的に取り組む。

## (2) 個別措置事項

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大	経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する。	措置済み	厚生労働省
2		「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」（平成25年5月15日雇児発0515第12号）発出後の株式会社等多様な主体の参入状況について調査を行い、公表する。	平成25年度以降 平成29年度まで 毎年度措置	厚生労働省
3	利用者のニーズに応えた保育拡充	5年間で認可保育所への移行を目指す認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする。	平成25年度に措置し、平成29年度まで措置を行う。	厚生労働省
4		保育所の設置基準は、地方公共団体が条例において定めることとされているところであり、地方公共団体における当該条例の制定状況や当該設置基準の運用状況について、現行制度で保育計画を策定することとされている地方公共団体に対し調査を行い、公表する。	平成25年度以降 平成29年度まで 毎年度措置	厚生労働省
5	保育の質の評価の拡充	保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。	平成25年度措置	厚生労働省
6		子ども・子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。	子ども・子育て支援新制度の施行までに措置	厚生労働省
7		保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども・子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。	子ども・子育て支援新制度の施行までに検討・結論	厚生労働省
8	保育士数の増加	保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間から5年程度に延長することについて検討し、結論を得る。	平成25年度中に検討・結論	厚生労働省
9		保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2か月を要するが、緊急性に鑑み、その迅速化について検討し、結論を得る	平成25年度中に検討・結論	厚生労働省
10		保育士不足の緊急性に鑑み、保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすることについて検討し、結論を得る。	平成25年度中に検討・結論	厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
11	社会福祉法人の経営情報の公表	全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。	平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置	厚生労働省
12		平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。	平成25年9月までに措置	厚生労働省
13		所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。	平成25年9月までに措置	厚生労働省
14	事業所内保育施設の助成要件及び認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置に係る見直し	事業所内保育施設を整備する際の助成要件及び国が定める認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置(保育室が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について検討し、結論を得る。	平成25年度中に検討・結論	厚生労働省

### 3 健康・医療分野

#### (1) 規制改革の観点と重点事項

「病気や介護を予防し、健康を維持して長生きしたい」との国民のニーズに応え、世界に先駆けて「健康長寿社会」を実現するため、

- ・患者の利益に適う最先端の医薬品、医療機器等の一日でも早い国内使用の実現
- ・全ての国民が健康な生活を営むため、予防も含めた医療サービス等への「安全」かつ「容易」なアクセスの確保
- ・国民のニーズに合った医療を提供できる医療機関の発展の促進
- ・国民のニーズに合った介護サービスの提供等による高齢化社会への対応
- ・「健康長寿社会」が創造する成長産業としての健康・医療関連産業の健全な発達及び我が国の医療技術・サービスの国際展開による国富の拡大

の観点から、①再生医療の推進、②医療機器に係る規制改革の推進、③一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備、④医療のICT化の推進に重点的に取り組む。

## (2) 個別措置事項

### ①再生医療の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	細胞培養・加工の外部委託に係る運用ルールの整備	医療機関から企業等への細胞の培養・加工の外部委託を円滑に進めるため、 ・委託をする医療機関が、委託先の企業等が行う細胞培養加工の全てに責任を負うことがないよう、医療機関及び細胞の培養・加工を行う企業等の責任の範囲や内容について明確化すること ・万が一健康被害が発生した場合に備えて、被害者救済のための補償制度等を整備すること などの運用のルール等を早期に整える。	再生医療等の安全性の確保等に関する法律案の施行の際に措置	厚生労働省
2	合理的かつ利用しやすい「条件・期限付き承認」の導入	「条件・期限付き承認」の導入に際しては、日本発・世界初の再生医療等製品を生み出していく観点から、 ・最初の承認申請する時と、市販後(期限内)に再度承認申請する時とで、求めるデータ等の重複を避けること ・市販後に再度承認申請する時に求めるデータ等は、内容に応じて最適なものとし、過剰なデータ収集等を承認の条件としないこと など、当該制度を合理的かつ利用しやすい制度とする。	薬事法等の一部を改正する法律案の施行の際に措置	厚生労働省
3	遺伝子治療用医薬品に関する確認申請制度の薬事戦略相談への移行	遺伝子治療用医薬品については、再生医療製品との共通点も多くあることから、両者の間で指導監督内容に齟齬がないよう配慮する。今国会に提出された薬事法等の一部を改正する法律案において「条件・期限付き承認」の対象として明確化されたところだが、その確認申請制度についても再生医療製品同様に薬事戦略相談で代替することを早急に検討する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省
4	先進医療の大幅拡大	保険診療と保険外の安全な先進医療を幅広く併用して受けられるようにするため、新たに外部機関等による専門評価体制を創設し、評価の迅速化・効率化を図る「最先端医療迅速評価制度(仮称)(先進医療ハイウェイ構想)」を推進することにより、先進医療の対象範囲を大幅に拡大する。このため、本年秋をめどにまず抗がん剤から開始する。	本年秋をめどにまず抗がん剤から開始	厚生労働省
5	細胞入手の円滑化	倫理面への配慮を前提に、患者(及び家族)の同意を条件として、手術等で摘出された組織より採取された余剰細胞の研究活用が可能であることを、医療機関と研究機関との連携等の実施例(実務的な要件を含む。)とともに、周知する。 併せて、無償で提供された後の細胞を有効に活用できるよう、事業として成り立つ仕組みを検討する。	平成25年度検討・結論	厚生労働省

②医療機器に係る規制改革の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期(案)	所管省庁
6	医療機器の特性を踏まえた認証基準の見直し	審査の迅速化・審査期間の予見可能性の向上を図り、医療機器メーカーの開発インセンティブを促進する観点から、医療機器の審査に当たり、その特性を踏まえ、認証基準についてISO、IECなど国際基準も活用することも含めて、安全性を満たしつつ、より必要な要件に絞った基準を適用する。	平成25年度検討・結論	厚生労働省
7	医療機器に係る認証基準の計画的な策定	高度管理医療機器に係る認証基準について、当面、申請件数や承認審査の負担が大きいと考えられる医療機器を優先的に、認証基準の整備計画を策定・公表する。	薬事法等の一部を改正する法律案の施行までに措置	厚生労働省
8	医療機器の開発インセンティブを高める保険制度	医療機器の保険償還価格については、医療機関が患者に最適な医療機器を選択できるようにするとともに、メーカーの開発インセンティブを高めるため、補正加算などにおけるイノベーションの適切な評価を行うとともに、革新的な製品についての市場の評価がより適切に反映されるよう、機能区分の新設及び細分化を進める。	平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省
9	医療機器に係る登録認証機関の能力向上	登録認証機関の業務規程について厚生労働大臣の関与を強化することや、登録認証機関の能力向上のためのプログラムを整備するなど、実質的な審査能力を向上させる方策について検討する。	薬事法等の一部を改正する法律案の施行に合わせて結論、随時措置	厚生労働省
10	中古の高度管理医療機器等の販売等に係る事前通知の合理化	中古の高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器に係る製造販売業者からの指示の発出について、リコール等により不確実な要因を有する場合を除き、それを受ける販売業者等にとって予見可能な運用を検討する。また、中古医療機器が新たな医療機関等に販売等される前に、複数の販売業者等において移転される範囲においては、一定要件の下で販売等に係る事前通知等が重複して必要とならないように効率化する方策を検討する。	平成25年度検討・結論	厚生労働省
11	電気医療機器に使用される部品等への電気用品安全法適用の見直し	電氣的に作動する医療機器に使用される部品(ACアダプタ等)について、薬事法に基づく承認や認証において求める電氣的な安全基準及びその適合性確認の手続に関して、電気用品安全法が求めるものと同様以上の水準が確保できた場合は、電気用品安全法に基づく検査を省略する等の簡素化を検討する。	平成25年度検討・結論	経済産業省 厚生労働省



③一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期(案)	所管省庁
12	いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認	特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、機能性の表示を容認する新たな方策をそれぞれ検討し、結論を得る。なお、その具体的な方策については、民間が有しているノウハウを活用する観点から、その食品の機能性について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にし、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できるものとし、かつ、一定のルールの下で加工食品及び農林水産物それぞれについて、安全性の確保(生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集)も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う。	平成25年度検討、平成26年度結論・措置(加工食品、農林水産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省
13	特定保健用食品制度におけるサプリメント等の形状規制の廃止の周知徹底	現行の特定保健用食品制度において、錠剤、カプセル等形状の食品(サプリメントを含む。)を認めることを改めて明確にするとともに、指導等の内容に齟齬がないよう各都道府県、各保健所設置市、各特別区の衛生主管部(局)に対して周知徹底を図る。	平成25年度措置	消費者庁
14	食品表示に関する指導上、無承認無許可医薬品の指導取締りの対象としない明らかに食品と認識される物の範囲の周知徹底	食品表示に関する指導において、薬事法における「無承認無許可医薬品の指導取締り」の対象としない「明らかに食品と認識される物」の範囲を運用上も明確にするため、厚生労働省は、その範囲について周知徹底する。併せて食品表示に関する規制における虚偽誇大な表示等に該当するものの指導の際に、薬事法における指導取締りとの齟齬がないよう、消費者庁は、各都道府県、各保健所設置市、各特別区の衛生主管部(局)に上記の「明らかに食品と認識される物」の範囲及び虚偽誇大な表示等に該当するものの指導の根拠等について周知徹底する。	平成25年度措置	消費者庁 厚生労働省
15	消費者にわかりやすい表示への見直し	特定保健用食品や栄養機能食品においても、適切な摂取を促すとともに、消費者の選択に資する分かりやすい表示について検討の上、早期に見直しを図る。併せて、表示を行う事業者等が、表示に関するルール(広告等との違いを含む。)を的確に理解でき、適切な表示(及び広告等)がなされるよう、現在、法・制度ごとにあるガイドラインやパンフレット等を、医薬品との判別も含めて、食品表示全般に係るものとして一本化する。	平成25年度検討・結論、平成26年度上期措置	消費者庁 厚生労働省
16	特定保健用食品の許可申請手続きの合理化、迅速化	特定保健用食品の許可申請手続きについて、有効性及び安全性の確認を前提として、審査工程の見直しを行うことで審査の合理化、迅速化を図り、申請企業の負担を軽減する。これに当たり、これまで申請されたものの許可に至らなかった件数(申請者が取り下げたケースも含む。)や、手続きの負担(費用、期間等)がその要因と考えられる事例等を把握し、改善点を明確にし、審査内容、手続きの透明化も含め、見直しに至るまでの具体的な工程表を策定・公表する。	平成25年度上期工程表策定・公表、平成25年度検討・結論、平成26年度措置	消費者庁 厚生労働省 内閣府
17	栄養機能食品の対象拡大	栄養表示基準や食事摂取基準との整合を図るとともに、海外の事例も参考に、栄養機能を表示できる対象成分を拡大する。	平成25年度検討、26年度結論・措置	消費者庁

④医療のICT化の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期(案)	所管省庁
18	一般用医薬品のインターネット販売	一般用医薬品については、インターネット販売を認めることとする。その際、消費者の安全性を確保しつつ、適切なルールの下で行うこととする。 ただし、「スイッチ直後品目」及び「劇薬指定品目」については、他の一般用医薬品とはその性質が異なるため、医療用に準じた形での慎重な販売や使用を促すための仕組みについて、その成分、用法、用量、副作用の発現状況等の観点から、医学・薬学等それぞれの分野の専門家による所要の検討を行う。秋頃までに結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。 検討に当たっては、インターネット販売か対面販売かを問わず、合理的かつ客観的な検討を行うものとする。	本年秋頃までに結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省
19	医療情報の利活用のための工程表の策定	医療における国民の満足度と効率を飛躍的に高めるために、医療ICT化を本格的に加速化する。地域の医療提供体制の状況等を踏まえた医療機関の機能分化と連携・大規模集約化、個人及び保険者による健康管理・医療費管理の促進、匿名化された医療データの利活用など、規制、制度改革を含む我が国医療の課題に対応するために、厚生労働省が主体となって高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)等と連携して、医療のICT化の全体構想(5年後・10年後)とその実現に必要な工程表を早急に策定する。	平成25年度措置	内閣官房 厚生労働省
20	遠隔医療の推進①	対面診療と組み合わせた遠隔診療において、安全性、有効性等についてのエビデンスが得られたものから、特定疾患治療管理料、在宅療養指導管理料等について診療報酬の算定を認めることを中央社会保険医療協議会において検討する。また、遠隔診療を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合を明確化する。	平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省
21	遠隔医療の推進②	心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリングによる場合)については、4ヶ月に1度に限り対面診療を行った際に算定することとされているところ、安全性、有効性等についてのエビデンスが得られていることを確認した上で、対面診療を行うべき間隔を延長すること、併せて、一定期間ごとに分割しての算定を可能とすること等を中央社会保険医療協議会において検討する。	平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省
22	カルテ等の電子化	カルテに貼付け等することとされている各種文書について、電子媒体での管理のみでよいことを明確化する。	平成25年7月までに措置	厚生労働省
23	処方箋の電子化	処方箋の電子化の実現に向けた具体的な工程表を策定する。この際、処方箋の電子化を実現する医療ネットワークの構築に当たっては、社会保障・税番号制度に基づく個人番号カードの普及を踏まえた上で当該カードを最大限に活用するものとする。(特に、医療機関受診の際に複数枚のICカード等を持参する必要がないようにする。)	平成25年度上期に措置	厚生労働省

## 4 雇用分野

### (1) 規制改革の観点と重点事項

正規・非正規の二極化構造の是正、労働者の能力に見合い、努力が報われる賃金上昇、ライフサイクル・ライフスタイルに応じた多様な生き方の創造、人口減少社会が進む中での経済再生と成長力強化のため、「人が動く」ように雇用の多様性、柔軟性を高め、「失業なき円滑な労働移動」を実現させていく観点から、①ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、②企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し、③有料職業紹介事業の規制改革、④労働者派遣制度の見直しに重点的に取り組む。

## (2) 個別措置事項

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	ジョブ型正社員の雇用 ルールの整備	職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、労働条件の明示等、雇用管理上の留意点について取りまとめ、周知を図る。	平成25年度検討開始、平成26年度措置	厚生労働省
2	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ、労働時間法制について、ワークライフバランスや労働生産性の向上の観点から、労働政策審議会で総合的に検討する。労働政策審議会での検討の基礎資料を得るべく、平成25年上期に企業における実態調査・分析を実施し、平成25年秋に労働政策審議会で検討を開始し、結論を得次第措置を講じる。	平成25年上期調査開始、平成25年秋検討開始、1年を目途に結論、結論を得次第措置	厚生労働省
3	有料職業紹介事業の規制改革	民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能強化の観点から、利用者の立場に立った有料職業紹介制度の在り方について引き続き問題意識を持ちつつ、当面、求職者からの職業紹介手数料徴収が可能な職業の拡大について検討する。	平成25年度検討開始、平成26年度早期に結論	厚生労働省
4	労働者派遣制度の見直し	労働者派遣制度については、下記の事項を含め、平成25年秋以降、労働政策審議会において議論を開始する。 ①派遣期間の在り方(専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間が異なる現行制度) ②派遣労働者のキャリアアップ措置 ③派遣労働者の均衡待遇の在り方	平成25年検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省

## 5 創業等分野

### (1) 規制改革の観点と重点事項

起業・新規ビジネスの創出、ビジネスチャンスの創出・拡大及び最適なビジネス環境の整備を通じて、我が国の経済活性化につなげるため、①リスクマネー供給、②インフラの整備・開発、③国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化の観点から、以下に重点的に取り組む。

#### ① リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出

我が国の閉塞感を打ち破る起爆剤として、起業や新規ビジネスの創出を促すため、事業者が技術やアイデアを事業化する段階において必要とされるリスクマネーの供給を促進するとともに、総合取引所の創設を通じて市場における取引を活性化するための環境整備を行う。

#### ② インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大

東日本大震災等の自然災害の経験を踏まえた震災に強いインフラの整備、有形資源の乏しさを技術開発によって補うための技術開発についての国際的な優位性の確立の観点から、老朽化したマンションの建替え等や先進自動車の技術開発を促進するとともに、こうしたインフラ関連の内需拡大を契機としたビジネスチャンスの創出・拡大を促す。

#### ③ 国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備

IT化、グローバル化等の経済社会の変化や急速な技術進歩に対応できず、国民の利便性の確保や効率的かつ低コストの事業活動の実現を妨げている各種規制の見直しを実施することにより、我が国において事業者が事業しやすい最適なビジネス環境を整備する。

## (2) 個別措置事項

### ① リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	クラウド・ファンディングの活用	新興・成長企業へのリスクマネー供給を促進する観点から、金融仲介機能の充実を図る取組として、株式形態を含め、インターネット等を通じた資本調達（クラウド・ファンディング）の枠組みの整備について検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁
2	新規上場時の企業情報開示の合理化	新規上場のコストを低減させる観点から、有価証券届出書において提供が求められる財務諸表の年数限定や、内部統制報告書の提出に係る負担を一定期間軽減するなど企業情報開示の合理化について検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁
3	グリーンシート制度の見直し	グリーンシート制度の在り方を見直し、地域に根ざした企業等について、企業の会社情報の定期的な開示義務や適時開示義務、インサイダー取引規制の面で上場企業等に比べてより簡易な手続きでの資本調達・換金を可能とする枠組みについて検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁
4	プレ・マーケティング等の概念の整理	諸外国における規制の状況を踏まえつつ、有価証券届出書の提出前の市場ニーズ調査等のための投資家への接触に係る規制の在り方について検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁
5	新規上場時における最低株主数基準などの緩和	新興市場における新規上場を容易にする観点から、上場時に取引所が要求する株主数などの形式基準の見直しの方向性について、取引所において、一定の流動性の確保に留意しつつ検討を行い、結論を得るよう要請する。	平成25年度検討・結論	金融庁
6	有価証券発行までの期間の短縮等	上場企業の資金調達を円滑化する観点から、発行登録書の記載事項を整理するなどの検討を行うとともに、周知性の高い企業については、開示関係書類の効力発生期間を短縮する等の検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁
7	虚偽記載等に係る賠償責任の見直し	新興・成長企業等が新規上場を躊躇することがないよう、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出した会社が負担する、流通市場で有価証券を取得した者に対する賠償責任について、無過失責任となっていることが適切か検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁

8	大量保有報告制度の見直し	大量保有報告制度について、証券市場の公正性や透明性に留意しつつ、例えば、自己株式を大量保有報告書の対象有価証券から除外する、提出者が個人である場合における記載事項を見直すなど大量保有報告書の提出者の負担軽減を図る方策について検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	金融庁
9	総合取引所の実現に向けた取組の促進	昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。	平成25年度検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省
10	行為規制の整備	行為規制については、垣根を取り払い横断的に市場環境を整備するとの基本的な考え方の下で、関係法令を整備する。	平成25年度検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省
11	ヘッジ会計指針の明確化	商品先物取引について、ヘッジ会計における実務指針に関する具体的なニーズを調査・把握し、所要の対応を検討する。	平成25年度検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省
12	顧客勧誘時の適合性原則の見直し等	「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」において、適合性の原則の確認に関し、年齢、収入、資産等の具体的な考慮要素を踏まえ、総合的な判断を合理的に行えることを明確化する。また、勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。	平成25年度措置	農林水産省 経済産業省

## ②インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
13	容積率の緩和(特例制度活用事例の調査)	老朽化したマンションや既存不適格マンションの建替えが円滑に進むよう、容積率制限を緩和する特例制度の活用により、老朽化したマンション等の建替えが行われた事例について調査・検証し、その結果を公表する。	平成25年度措置	国土交通省
14	老朽化マンションの建替え等の促進について	老朽化マンションについて、建替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整の在り方や建築規制等の在り方、専門家による相談体制等を含め、多角的な観点から総合的な検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	法務省 国土交通省
15	先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化①(手続期間の短縮)	先進自動車の公道走行試験に係る大臣認定手続の簡素化・迅速化を図ることにより、大臣認定の取得に係る手続期間を概ね6週間とし、その旨を認定要領に記載する。	平成25年度措置	国土交通省
16	先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化②(軽微な変更の事後届出の検討)	一旦、大臣認定を取得した後に、車両の一部や試験計画を変更する場合において、変更内容が軽微なものについては、事前承認を要することとせず事後届出とすることについて、事業者の意見も踏まえ検討し、検討結果について関係者に周知する。	平成25年度措置	国土交通省

③国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
17	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)①	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、規制改革会議・創業等ワーキング・グループ報告書(平成25年6月5日公表)に記載された、ビッグデータの利用に関する「問題意識」(3頁)も踏まえつつ、ビッグデータの利用に資する例を含む形で、「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」の改訂を行う。	平成25年度上期措置	消費者庁
18	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)②	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各省庁が策定している事業等分野ごとのガイドライン(※)で活用できるよう、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを策定する。 (※)27分野40ガイドライン	平成26年上期措置	内閣官房 消費者庁
19	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)③	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各事業等分野において、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において明確化する。	平成26年措置	事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁
20	信書便市場の競争促進	郵便・信書便分野における健全な競争による多様なサービス創出を促進する観点から、信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲(特定信書便事業者が扱える信書便の大きさや重量、送達時間及び料金に係る限定)の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策について、市場参入を検討する者や特定信書便事業者の意見を踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	総務省



21	産業用ロボットに係る規制の見直し	<p>国際規格(ISO規格)を参考として、産業用ロボットと人間との協働作業が可能であることを明確化すべく、以下の内容を関連通知において記載し、周知する。</p> <p>※一部(協働作業の条件のうち、力制限の方法)は平成25年措置に代えてISO規格確定後早期に措置</p> <p>①産業用ロボットのユーザーが、リスクアセスメントに基づく措置等を取り、産業用ロボットに接触することにより労働者に危険の生ずるおそれが無くなったときには、労働安全衛生規則第150条の4に規定する措置を講ずる必要がないこと。</p> <p>②産業用ロボットのメーカー・ユーザーがそれぞれ一定の措置(ISO規格と同等)を講じた場合も、危険を防止するために必要な措置(労働安全衛生規則第150条の4)を講じたものと認められること。</p>	平成25年措置	厚生労働省
22	市外局番(OAB-J番号)取得に係る品質要件の見直し	IP電話サービス分野におけるイノベーションや競争を通じた新ビジネスの創出を促進する観点から、OAB-J番号取得の品質要件の見直しにつき、安定品質要件の要否を含め検討を行い、結論を得る。	平成25年検討開始、26年結論、その後措置	総務省
23	化学物質審査制度の見直し①(少量新規化学物質確認制度等の総量規制の見直し)	少量新規化学物質確認制度については、科学的考察を基に人の健康及び生態系に対する安全性を確保しながら、事業者の新規化学物質の製造・輸入に係る予見可能性を担保する仕組みとするため、低生産量新規化学物質に係る特例枠(10トン)との関係を考慮しつつ、一社単位で確認を行うことについて検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省
24	化学物質審査制度の見直し②(少量新規化学物質確認制度の受付頻度の見直し)	事業者が事業機会を逃すことなく競争力を高めることを可能とする観点から、事業者の実情を踏まえて、少量新規化学物質の確認の申出の受付頻度を増加させることについて検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省
25	化学物質審査制度の見直し③(化学物質の用途等を考慮した審査制度の構築)	安全性と新規化学物質の開発に要する費用や期間の効率化との両立を図りつつ、化学物質の用途・曝露可能性等を考慮して人の健康及び生態系への影響を評価する新規化学物質の審査制度の在り方について、合理化の必要性が指摘されている個別の課題から検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省
26	輸出通関申告官署の自由化	通関手続におけるIT利用推進に係る工程表を作成し、広く関係先の意見を聞きながら、通関手続のペーパーレス化を実現するとともに、平成29年度のNACCS更改時には、少なくとも特定輸出申告について、船積地にかかわらず一元的にNACCSに申告することによって輸出通関が完了するよう検討を行い、結論を得る。	平成25年度検討・結論(平成29年度まで順次実施)	財務省

④その他

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
27	短期ビザの発給要件の緩和	今後訪日旅行の高い伸びが見込まれるASEAN諸国からの観光客の査証発給要件について、日・ASEAN友好協力40周年を契機として、治安への十分な配慮を前提としつつ、夏までに、タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間延長を行う。	平成25年夏までに措置	外務省